

JR東労組ステーションサービス協議会

申
4
号

人事・賃金制度の改正に関する 第2次説明申し入れを提出!

JR東労組ステーションサービス協議会は、1月16日にJR東日本ステーションサービス会社より「人事・賃金制度の改正」提案を受け、説明交渉を行ってきました。

説明交渉では、今回の人事・賃金制度を改正するに至った根拠や目的、「**等級毎に期待する役割**」を新たに設定し明確化した根拠などを議論してきました。しかし「安全」に関する文言が入っておらず、人事・賃金制度とグループ会社としての安全な鉄道、駅を運営する意識を徹底する必要があります。また、人事・賃金制度と密接に係る試験制度が定まっていないことが多くあり、会社の準備不足を指摘せざるを得ません。

したがってJR東労組ステーションサービス協議会は、2月5日に「人事・賃金制度の改正」について、不透明な内容を「第2次説明申し入れ」を行いました。

第2次説明申し入れ事項

1. 安全第一が等級毎に期待する役割には反映されていない理由を明らかにすること。
2. 人事考課は、誰がどのように評価し、昇給・昇格の判断をするのかを明らかにすること。
3. 一般職が等級毎の役割を実現するための、マネジメントとしての役割を明らかにすること。また、業務遂行能力を向上させるための社員教育・訓練を具体的に明らかにすること。
4. 昇給額の在級年数を超えた場合は、定期昇給を半額にする社員に対してモチベーションを上げるためにどのようにするのかを明らかにすること。
5. 業務委託契約方式を明らかにすること。
6. 昇給額の金額の根拠を明らかにすること。
7. 管区制の役割と要員体制の考え方を明らかにすること。また、主勤務地外勤務の範囲を明らかにすること。
8. 「等級毎に期待する役割」の中で、管区内の異なる駅への勤務を強調していることの根拠を明らかにすること。
9. 鉄道業はチームワークが最も重視されている。社員間の競争を招かないための具体的策を明らかにすること。
10. 差別・不当労働行為を発生させないための具体策を明らかにすること。
11. 移行措置の等級・職名および基本給改定に伴う過渡的措置について具体的に明らかにすること。
12. 中途採用者の調整給は基本給に反映されるのかを明らかにすること。
13. 「キャリア試験」を廃止し、「企画部門試験」を実施する根拠を明らかにすること。
14. 「企画部門試験」合格者の一般職として在籍する間の運用を明らかにすること。

**将来にわたり格差と差別がなく、安全で安心して働ける
職場の構築をめざし、全組合員で議論を深めよう!**